

## 地下街の調査方法及び判定基準

建築物のうち地下街であるものの調査方法、判定基準は、令和2年横浜市告示第85号に示されている。

**別表**

	(い) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準		
<b>1 地下街</b>					
(1)	地下街の各構え	令第128条の3第1項各号列記以外の部分に規定する地下街の各構えと地下道の状況	設計図書等により確認し、又は鋼製巻尺等で測定する	令第128条の3第1項各号列記以外の部分の規定に適合しないこと	
(2)	地下道	壁、柱、床、はり及び床板の耐火に関する性能の確保の状況	設計図書等により確認する	令第128条の3第1項第1号の規定に適合しないこと	
(3)		幅員等の状況	設計図書等により確認し、又は鋼製巻尺等で測定する	令第128条の3第1項第2号の規定に適合しないこと	
(4)		天井及び壁の内面の仕上げ等の維持保全の状況	設計図書等により確認する	令第128条の3第1項第3号の規定に適合しないこと	
(5)		地上に通ずる直通階段等の状況	設計図書等により確認し、又は鋼製巻尺等で測定する	令第128条の3第1項第4号の規定に適合しないこと	
(6)		末端の状況	設計図書等により確認し、又は鋼製巻尺等で測定する	令第128条の3第1項第5号の規定に適合しないこと	
(7)		防煙区画の設置の状況	設計図書等により確認する	昭和44年建設省告示第1730号第2の規定に適合しないこと	
(8)		令第128条の3第2項に規定する区画の状況	設計図書等により確認する	令第128条の3第2項の規定に適合しないこと	
(9)	防火区画	令第128条の3第3項に規定する区画の状況	設計図書等により確認する	令第128条の3第3項の規定に適合しないこと	
(10)		令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する令第112条第11項に規定する区画の状況	設計図書等により確認する	令第128条の3第3項の規定により読み替えて準用する令第112条第11項の規定に適合しないこと。ただし、令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く	
(11)		令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する令第112条第7項から第10項までの各項に規定する区画の状況	設計図書等により確認する	令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する令第112条第7項から第10項まで（令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第7項を除く。）の規定に適合しないこと	
(12)		令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する令第112条第16項に規定する外壁等及び令第128条の3第5項の規定により準用する令第112条第17項に規定する防火設備の処置の状況	設計図書等により確認する	令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する令第112条第16項の規定又は令第128条の3第5項の規定により準用する令第112条第17項の規定に適合しないこと	
(13)	防火区画の外周部	令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する令第112条第16項に規定する外壁等及び令第128条の3第5項の規定により準用する令第112条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する令第112条第16項に規定する外壁等、令第128条の3第5項の規定により準用する令第112条第17項に規定する防火設備に損傷があること	
(14)	壁の室内に面する部分	耐火構造の壁（防火区画を構成する壁に限る。）	令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する令第112条第7項、第10項、第11項又は第16項（令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第7項及び第11項を除く。）の規定による防火区画の耐火性能の確保の状況	設計図書等により確認する	令第107条の規定に適合しないこと

(15)	壁の室内に面する部分	耐火構造の壁 (防火区画を構成する壁に限る。)	給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から目視により確認する	令第128条の3第5項の規定により準用する令第112条第20項若しくは第21項又は令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する令第129条の2の4の規定に適合しないこと
(16)	令第128条の3第1項第1号に規定する床版	木造の床軸体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること	
(17)	令第128条の3第1項第1号に規定する床版	鉄骨造の床軸体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	鋼材に著しい錆、腐食等があること	
(18)	令第128条の3第1項第1号に規定する床版	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床軸体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること	
(19)	床	耐火構造の床 (防火区画を構成するものに限る。)	令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する令第112条第7項、第10項、第11項又は第16項(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第7項及び第11項を除く。)の規定による防火区画の耐火性能の確保の状況	設計図書等により確認する	令第107条の規定に適合しないこと
(20)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部分の充填等の処理の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては点検口等から目視により確認する	令第128条の3第5項の規定により準用する令第112条第20項若しくは第21項又は令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する令第129条の2の4の規定に適合しないこと
(21)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）		区画に対応した防火設備の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する	令第128条の3第5項の規定により準用する令第112条第19項の規定に適合しないこと
(22)			居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備におけるくぐり戸の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する	令第128条の3第5項の規定により準用する令第112条第19項の規定に適合しないこと
(23)			令第128条の3第5項の規定により令第112条第19項について準用する昭和48年建設省告示第2563号第1第1号口に規定する基準についての適合の状況	常時閉鎖した状態にある防火扉（以下「常閉防火扉」という。）にあっては、各階の主要な常閉防火扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の重量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じて閉鎖する力をテンションゲージ等により測定する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる	令第128条の3第5項の規定により令第112条第19項について準用する昭和48年建設省告示第2563号第1第1号口（同告示第5において準用する場合を含む。）の規定に適合しないこと
(24)			常閉防火設備の本体と枠の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	常閉防火設備の変形又は損傷により遮炎性能又は遮煙性能（令第128条の3第5項の規定により準用する令第112条第19項第2号に規定する特定防火設備又は常閉防火設備に限る。）に支障があること
(25)	各構えの居室の各部分から地下道への出入口までの経路		歩行距離の状況	設計図書等により確認し、又は鋼製巻尺等で測定する	令第128条の3第4項の規定に適合しないこと